

## 飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

### 第 196 回 相続対策力～究極の「相続税対策」は、これしかない！！

2007.4.8

相続にかかる税金は、全く個人にかかる資産税であり、法人とは関係のない性格のもの  
のはず。しかし、中小企業の社長の場合は、個人と会社、資産家と経営者との区分が明確  
でないことから、個人的相続の動向はそのまま、会社経営に大きく影響を及ぼすことにな  
る。したがって、相続税対策は、中小企業の場合、今後の会社経営を左右すべき大変重要  
なビッグイベントとして認識すべきであろう。

そのような意味で、単なる「相続税対策」ではなく、「**相続対策力**」という言葉を使い、  
その重要度を強調させたいと思っている。この言葉には、「何が何でも、実施し続ける」と  
いう確固たる意思が含まれており、逆に、実施しない限り、何も意味しないことを表して  
いる。強い意思を、あえて「パワー」と表現させている。

究極的に言ってしまうえば、相続税対策は三つしかない！！ それは...

「評価額を下げる！」「控除額を増やす！」「財産を減らす！」の三点である。

第一の「**評価額を下げる**」ということは、現金の資産を他のものに替える、現金は 100%  
の評価になるゆえ、同じ価値を相続税の評価の仕方を変え、評価額そのものを減少させる  
という方法である。現金と同じ額を、もしゴルフ会員権、有価証券、生命保険等の金融商  
品等に替えたとすれば、100%現金評価とはならない。あるいは不動産、同じ土地でも  
「**更地**」の評価と、「**貸家建付地**」の評価では、雲泥の差と言っていい。土地の値段が半分  
ぐらい、違ってくるはずである。こんな検討が第一の方法であろう。

第二の「**控除額を増やす**」とは、養子縁組をして基礎控除額を一人分増やす、現行法で  
いえば、控除する額が 1,000 万円増えることになる。あるいは、配偶者控除の最大限の活  
用ということもその一つといえよう。配偶者が相続する分は、基本的には、相続財産の半  
分までは税金の対象にはならない（詳細規定があるので注意）ことになっている。配偶者  
がどれだけ相続するかによっては、各人の相続税額は大きく変わってくる。

第三の「**財産を減らす**」は、生前贈与の活用。贈与税の基礎控除額を活用して、有効的、  
合法的に、財産を生きている間に譲ってしまうことである。贈与は法定相続人に限ったこ  
とではない。嫁や孫、曾孫にもとなれば、相当額（贈与税の基礎控除は一人年間 110 万円）  
が生前に贈与でき、ゴットファーザーとしての威厳が保たれることにもなる。

いずれにしる、相続開始直前でできる対策はない。時間をかけて、一つずつ確実に実施  
しなければ、効果はない。絶対、顧問税理士とタイアップして、かなり前からの相続税対  
策を始めなければいけない。税理士を味方につけ、税理士をうまく使うこと、覚えておく  
べきであろう！

（飯島賢二著『太郎への遺言』2007年刊より、加筆修正）